

北海道社会福祉審議会令和4年度第1回北海道地域福祉支援計画専門分科会 議事録

日時 令和5年1月26日(木) 17時～18時45分

場所 北海道立道民活動センター(かでる2.7) 10階 1050会議室

出席者 岡田委員、中村委員、橋本委員、澤田委員、高江委員、平本委員、佐川委員、村山委員

(事務局) 吉田福祉局長、森地域福祉課長、酒井課長補佐、半沢課長補佐、北山主幹、柿本課長補佐、池田地域福祉推進係長、小橋主事

- 議題
- 1 分科会長の選任について
 - 2 地域福祉支援計画の指標の進捗状況について
 - 3 近年の地域福祉をとりまく課題について
 - 4 意見交換

議事

(開会)

酒井補佐) 分科会に、先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。事前に皆様方にはお送りをさせていただきまして、ご確認いただいていると思いますけれども、改めて確認をさせていただきます。

まず、入口の方でお配りをさせていただきました「本日の配席図」がございます。次に、「専門分科会次第」、「分科会委員名簿」、「専門分科会運営要領」、「北海道社会福祉審議会運営規程」、「北海道社会福祉審議会条例」でございます。続いて資料1-1としまして、「北海道地域福祉支援計画における指標の進捗状況」、資料1-2でございますけれども、皆様方に事前にお送りしたものではありません、字が小さかったものから、若干字を大きくして、ページは増えているのですけれども、机の上に置かせていただきました。内容は同じでございますので、ご了承いただきたく思います。続いて、資料2-1「北海道の重層的支援体制整備事業」、資料2-2「北海道における生活困窮者自立支援制度」、資料2-3「北海道の自殺対策施策」、資料2-4「北海道のケアラー支援の取組」、資料2-5「北海道における児童虐待の現状と未然防止」、資料2-6「北海道の地域福祉を取り巻く現状と課題」、資料3といたしまして『国の通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正』、それと「北海道地域福祉支援計画の冊子」を送らせてい

いただきました。資料等抜けているものがございましたら、ご連絡いただけましたら追加をさせていただきます。

それでは、これより、令和4年度地域福祉支援計画専門分科会を開催させていただきます。

私は、保健福祉部福祉局地域福祉課の酒井と申します。本日はよろしく願いいたします。

まず、開会にあたりまして、福祉局長の吉田より一言御挨拶を申し上げます。

吉田局長) 皆さん、どうも、お晩でございました。福祉局長の吉田でございます。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、本当にどうも皆様ありがとうございます。

この分科会は、コロナの関係で、2年間書面開催という形でやらせていただいております。今年は何んとか対面という形で開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今申し上げた、コロナの関係です。僕は福祉局長の前に高齢の局長、高齢の局長の前に子どもの課長をやっておりまして、特にお年寄りの関係では、コロナで家に閉じこもりがちで、社会との関係性がどうなるのか、また、コロナで学校が休みだった中で、子どもにアンケートを取りましたら、休みで影響があるかということで、やっぱり長く休むと「だんだん行きたくなる」とか、「家にいたい」というようなことが出てきておりまして、ひきこもりとかそういったものを非常に心配しておりました。高齢、子ども、身体に障がいがある方もそうですし、もともとニートと呼ばれている方もそういった、やはりコロナの影響による不安があつて。最近では、外出されるように皆さんなってきたと思いますけれども、やはり引き続き感染を恐れての生活になるのかなと心配しております。

それと、物価高騰で僕自身も本当に苦しいなと思っておりますけれども、所得が低い方は本当に大変だと感じます。道庁も様々な手を打っており、国も色々やってくれています。道庁も色々頑張るのですが、それでもやっぱり苦しいという声が地域から聞こえていますし、どうしてもできることって限界があるのですけれども、なんとかして

いきたいなと思っています。まずは、色々な地域の方々などには、とにかく色々相談に乗っていただきたいということや、困っている方を発見する、見つけて、様々な機関へつなぐということをやしてほしいし、見守りもきちんとやってほしいということをございます。昔、地域の支え合いということが良く言われていましたが、やっぱりコロナで希薄になっていると思うので、今一度、地域の中での支え合いというものをつくっていきたいし、もう一度戻していきたいということを、私は本当に思っています。

それから、悩まれている方が色々複雑で、一つの家庭の中で、高齢者、親の問題、子どもの問題、あるいは障がいのある人とか様々な悩みを抱えていらっしゃると思います。今、重層的支援体制整備事業というものをやっていて、市町村にもやってほしいとお願いしているのですが、重層的な支援ということにもっともっと取り組んでいただきたいと思っています。少し本年度は市町村に、課長をはじめ皆で出て、重層事業をやしてほしいとか、モデル的に函館市や鷹栖町等の取り組んでいるところもありますので、そういう事例を聞きながら、市町村へ勧めておりますけれども、引き続き地域の方々と一体となってやっていきたいと思ひますし、皆様方に色々ご助言をいただきながら、頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

来年度は、この地域福祉支援計画の見直し時期でございます。それに先立って、今回、指標の進捗状況と地域福祉をとりまく課題について、ご説明させていただいた中で、色々ご助言いただければと思ひしております。僕はこの会議を、ただ先生に一方的に説明するのは何も面白くないと、大変失礼かもしれませんが、そういうことを思ひていまして、この機会に、先生方から色々教えていただこうと、そして、その中で地域にもバックして、僕らもやることは頑張っていきたいと考えておりますので、一つどうぞ、今日はよろしくお願ひ申し上げます。

酒井補佐)

本会につきましては、コロナの影響によりまして、先ほど局長の挨拶にもございますけれども、令和2年度、令和3年度とも書面開催とさせていただきます。3年ぶりの集合開催ということになってございます。

この間に、新たに委員となっていただいた方もおりますことから、議事に先立ちまして、委員の皆様を名簿順にご紹介をさせていただきます。

まず、北星学園大学社会福祉学部教授の岡田直人委員でございます。

岡田委員) 北星の岡田です。どうぞよろしくお願いいたします。

酒井補佐) 北星学園大学副学長の中村和彦委員でございます。

中村委員) 中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

酒井補佐) 北海道科学大学保健医療学部教授の橋本伸也委員でございます。

橋本委員) 橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

酒井補佐) 北海道医師会副会長の藤原秀俊委員は本日御欠席となっております。

日本介護福祉士養成施設協会北海道支部の澤田乃基委員でございます。

澤田委員) 私、日本介護福祉士養成施設協会北海道支部の澤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

酒井補佐) 北海道社会福祉協議会副会長の高江智和理委員でございます。

高江委員) 高江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

酒井補佐) ワーカーズコープ北海道事業本部本部長の平本哲男委員でございます。

平本委員) 平本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

酒井補佐) 社会福祉法人ゆうゆうの大原裕介委員は本日御欠席となっております。

北海道民生委員児童委員連盟会長の佐川徹委員でございます。

佐川委員) お晩でございます。佐川でございます。母体は旭川でございます。よろしく申し上げます。

酒井補佐) 社会福祉法人禎心会介護老人福祉施設ら・せれな施設長の村山文彦委員でございます。

- 村山委員) 村山でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 酒井補佐) 本日は、10名の委員の皆様のうち、8名に御参加いただいております。運営要領第4の4に定める定足数を満たしております。本分科会は成立しておりますことを御報告させていただきます。
- 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
- 先ほど御挨拶をさせていただきました、福祉局長の吉田でございます。
- 吉田局長) 吉田でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 酒井補佐) 地域福祉課課長の森でございます。
- 森課長) 森でございます。よろしく願いいたします。
- 酒井補佐) 本分科会の担当をしております係長の池田でございます。
- 池田係長) 池田でございます。よろしく願いいたします。
- 酒井補佐) 同じく担当をしております小橋でございます。
- 小橋主事) 小橋と申します。よろしく願いいたします。
- 酒井補佐) また、本日、近年の地域福祉に関します課題等について関係各課から説明させていただくこととしております。各担当課の職員について紹介をさせていただきます。障がい者保健福祉課課長補佐の半沢でございます。
- 半沢補佐) 半沢でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 酒井補佐) 高齢者保健福祉課主幹の北山でございます。
- 北山主幹) 北山でございます。よろしく願いいたします。
- 酒井補佐) 子ども子育て支援課課長補佐の柿本です。
- 柿本補佐) 柿本でございます。よろしく願いいたします。
- 酒井補佐) それでは、本日の議事について御説明をさせていただきます。本分科会でございますけれども、これまで前分科会長でいらっしゃいました北海道社会福祉協議会の太田委員が委員を御退任されまして、現在、分科会長が不在となっておりますことから、まず始めに運営要領第4の1に基づきまして、分科会長の選出をさせていただきます。

続きまして、運営要領第2の1に基づきまして、北海道地域福祉支援計画の指標の進捗状況について、事務局より報告をさせていただきます。

続きまして、近年の地域福祉を取り巻く課題についてでございますけれども、北海道地域福祉支援計画は平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間としておりまして、次年度に改定作業を行うこととなっております。本計画につきましては、従来の縦割りの制度では解決しがたい制度の狭間となります複合的な課題や、福祉分野に共通して取り組むべき課題等の解決に向けた施策の推進について定めております。改定にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によります生活に関する様々な課題、悩みを抱える方の増加、孤独・孤立問題の顕在化など、近年の地域福祉を取り巻く状況の変化等に関する情報を共有の上、論点整理を行う必要がございます。

本日はそれらの地域福祉を取り巻く課題のうち、福祉分野におきまして、特に道で取り組んでおりました事項でございます、重層的支援体制整備事業、生活困窮者対策、自殺対策、ケアラー支援、児童虐待防止の5つを選定させていただきます、関係各課から説明させていただきます。

その後、説明させていただく課題等も含めまして、次年度の改定に向けまして、各委員におかれまして、特に課題を感じていらっしゃる点、道の施策として特に課題を感じられていらっしゃる点につきまして、ご意見を伺えればと存じます。

会議は、1時間半程度を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきますけれども、分科会長選定までの間ですね、引き続き、議事進行をこちらの方で務めさせていただきますけれども、ご了承いただいでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

酒井補佐) ありがとうございます。それでは、こちらの方で議事に入らせていただきます。

(議事)

(1) 議題1 (分科会長の選任) について

酒井補佐) 最初に分科会長の選任についてでございます。お手元の運営要領にも記載のとおり、専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定めるとされております。

委員の皆様からの自薦、他薦をいただければと思いますけれども、どなたかいらっしゃるでしょうか。

特に委員の皆様方からご意見がないようであれば、事務局といたしまして、橋本委員にお願いしたいと考えておりますけれども、皆様いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは皆様ご了承いただきましたので、橋本委員に分科会長をお願いしたいと思います。橋本委員よろしいでしょうか。

橋本委員) わかりました。

酒井補佐) ありがとうございます。それでは、分科会長は橋本委員にお願いすることとしまして、今後の議事につきましては、橋本分科会長の進行でお願いをしたいと思います。

恐れ入ります、橋本分科会長には、分科会長の正面の席に移動をしていただきまして、一言御挨拶をいただき、議事に入っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

橋本分科会長) 進行係という風に認識しておりますけれども、分科会長という役割を拝命いたしました。とりあえずどうぞよろしくお願いいたします。次年度に推進計画の更新を検討するということでは、御専門の委員の皆様方の御発言、あるいは、次年度、それから方向性に関する御発言をいただかないと、始まっていかないので、どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 議題2 (地域福祉支援計画の指標の進捗状況) について

橋本分科会長) それでは、これから、私がこの次第にそって議事進行を進めさせていただきます。まず、一つ目の議事として、北海道地域福祉支援計画

の指標の進捗状況等についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

酒井補佐) それでは、北海道地域福祉支援計画の指標の進捗状況についてご説明をさせていただきます。資料は1-1になります。

少子高齢化等によりますます急速な人口減少、価値観の多様化、地域におけます人々のつながりの希薄化等を背景にしまして、高齢者や障がいのある方、子ども等に対する虐待、孤立死への対応、生活困窮者への支援等、地域福祉を巡ります諸課題につきましては複雑化、深刻化しているところでございます。このような方々を含むすべての方々がお互いに支え合いながら、一人ひとりが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現を目指しまして、分野横断的に共通して取り組むべき施策等を推進するために、道では平成30年3月に地域福祉支援計画を策定したところでございます。この計画につきましては、社会福祉法に規定します都道府県地域福祉支援計画といたしまして、市町村が作成します地域福祉計画の達成に資するよう公益的かつ一体的な見地から地域福祉の推進の支援に関する事項を定めたものでございます。また、高齢者や障がいがある方等に関連します福祉分野の各個別計画の上位計画として位置づけることとしておりまして、その推進にあたりましては、地域住民の様々な関係機関、関係団体等と連携をはかる事としているところでございます。先ほど、議事等説明させていただきましたけれども、この計画期間につきましては、平成30年度から令和5年度までの6年間、来年度の令和5年度に改正作業を行うこととなっております。

それでは、資料でございませけれども、まず地域福祉支援計画の指標のまず進捗状況ということで6項目でございます。順に説明させていただきます。

まず1つ目、北海道社会福祉協議会が設置します北海道福祉人材センターの支援によりまして介護職員の就業者数についてでございます。このセンターでは、社会福祉法に基づきまして、福祉分野におけます就労を希望する方と人材を求める事業所を結びつける無料職業紹介、あるいは就職希望者に対する説明会・講習会等を開催しまして、令和3年度につきましては目標194人としていることに対しまして、令和3年末現在で218人、達成率が112.4%と目標を上回っている状況でございます。この目標値につきましては、年度ごとに設定させていた

だいております。計画最終年度目標値は230名となっているところでございます。

次に、地域の包括的な支援の核となる人材の養成でございます。高齢者や障がいのある方、子どものような制度を横断し、必要に応じましてそれぞれの担い手の方と連携して、包括的な支援に導く地域福祉の中核となる人材の育成の確保が求められております。道内全市町村に1名以上の養成をすることを目標としておりますけれども、令和4年11月末現在で対象となります北海道社会福祉協議会が実施します研修を受講されまして、養成に取り組まれる市町村が154市町村、達成率が86%となっております。目標達成に向けまして、引き続き対象となる研修の実施を行っております道社協と連携しながら人材養成がされていない市町村への働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

次に、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定市町村でございます。平時から各地域で連携体制の構築を進めるとともに、災害発生時に市町村において災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されますようマニュアルの策定を推進しているところでございます。全市町村におけますマニュアルの策定を目標としておりますけれども、令和5年1月現在でマニュアルを策定済みの市町村は75市町村で、達成率は41.9%となっております。各市町村におきましては、日常業務の対応等で策定のための人員の確保がなかなか困難であるという状況から目標達成には至っていない状況でございます。道といたしましても、引き続きマニュアルの未策定市町村に対しまして、策定の働きかけを行いながら目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に一般の避難場所におけます生活が困難な要配慮者の避難先となります、社会福祉施設などに設置します福祉避難所の指定状況でございます。全市町村におけます設置を目標としておりまして、既に全ての市町村で指定がされ、達成率は100%となっております。

次に、市町村地域福祉計画の策定でございます。市町村の努力義務となっているところでございますところですが、道では全市町村におけます計画策定を目標としてございます。令和4年4月1日現在で、計画の策定市町村につきましては、110市町村、達成率は61.5%となっております。道といたしましても、策定についての働

きかけを行ってきているところではございますけれども、やはり日常業務の対応等で、人員の確保が困難であるといった市町村の課題から目標の達成には未だ至っておりません。引き続き、未策定市町村に対しまして、働きかけを行って、目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

最後に、共生型地域福祉拠点の設置でございます。高齢者や障がいのある方、子どもなどが、地域住民とともに集い、互いに支え合う場、例えば、地域交流センターであるとか、共生型の交流施設、色々な方が利用されます地域食堂などが想定されております。こういったような場の市町村における設置を目標としているところでございます。令和3年末現在で、全市町村に設置がされておりました、達成率が100%となっております。

なお、計画の推進に資する道の各事業につきましては、資料1-2の、机の上に今日置かせていただきました、北海道地域福祉支援計画関連事業に係る取組状況及び取組予定一覧を添付させていただいております。こちらの方のご説明に関しましては、割愛をさせていただきますけれども、後ほどご覧いただきたいという風に考えております。

指標の説明につきましては、以上でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、指標の中で目標に至っていない指標がまだございます。今後も引き続き、市町村あるいは関係機関と連携を図りながら、市町村に対しましても、積極的に策定等への働きかけを行いまし、道内各市町村におけます、地域福祉の推進に取り組んで参りたいという風に考えております。私の方からは以上でございます。

橋本分科会長) ありがとうございます。ただいま、御説明いただいた計画の進捗状況について、ご意見、あるいは確認等ございましたら御発言をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

岡田委員) はい、北星学園大学の岡田です。今日、90分しかないという中で、すぐくどれにも意見を言いたいので、そういった風にしてしまうと時間が足りないのです、本当に掻い摘まんでお話ししたいと思っております。

今の進捗状況で、①の介護職員の就業者数ということですが、これは、北海道の福祉人材センターでのことと理解しているのですけれども、おそらく、現場ではこんな数ではとても足りないというような状況がある一方で、ちょっとこちらとは、今日の中身とは違う

かもしれませんけれども、私の耳にした分では、今その介護人材の仲介業者みたいな会社が本当にたくさんある中で、結構それに応募する方達と何かつるんでいるのか、3か月でやめて、違うところ渡って報酬金をいただく、あるいはそれにものすごいお金を施設は払わないといけない、そういった何かひどい状況が発生しているようなので、そういったことも何か行政としてってこう思いました。

5番目のやつですけれども、市町村の地域福祉計画の策定という部分で、市町村合併で、ものすごく大きい自治体たくさん出来ましたから、この計画一つを作ったら動くというものは、絶対ないのですよね。ですから、もう少し小さい地区での福祉計画というのを作る必要があるだろうし、あとそれぞれの計画の中身の事業を動かすための、たとえばケアプランみたいな計画性のあるものを考えていかないと、作るだけで、また10年経ったとか5年経ったという形で意味がないなと思っています。以上です。

橋本分科会長) 2点ご発言いただきましたけれども、このことについて事務局からは何か。

酒井補佐) はい、介護人材の方の色々斡旋する事業者さんが色々数多くあるという風に聞いております。色々退職等で課題も当然あるかと思っております。その一方で、この社会福祉協議会でセンターを設置しまして、社会福祉協議会として無料で職業紹介あるいはそのマッチングの方をやっていただく事業をしていただいているところでございます。ちょっと色々その目的といいますか、目的は同じなのでしょうけれども、手法の違い等はあるかと思っております。私どもの方でも、そういったような事業者さんがいることは充分把握はしておりますけれども、あるいは社会福祉協議会の中でこういった事業をせっかくセンターつくってやっておりますので、積極的に皆さんにも活用していただきながら、マッチングをうまくしていきたいと、なるべく早期退職とかが出ないような形の取組をしていただきたいなど、そのためのセンターの取組という風に考えておりますので、そちらについては社会福祉協議会と色々連携しながら、進めていきたいと考えております。

それと、市町村の地域福祉計画でございます。先ほど、合併でというお話がございました、確かに市町村の大きさ、規模感にかなり違いがあるというところはございます。その計画を作る中で、色々結構その作った後に、どのような取組をしていくか、単なる理念だけ

ではなく、色々その実行性を持った計画をやはり作らなければならないのではないかというようなご意見だったという風に思っております。確かにそのとおりだと思っております。色々その今回の計画、北海道ではまだ1期ですけれども、色々市町村に対しまして、今年度もお邪魔した中で、やはり地域福祉の推進という大きな課題がありまして、市町村に設置や策定とそれに向けた取組、あとは実際の地域福祉の推進というところで、引き続き働きかけて、実行性がある計画というところも、考えていきたいという風に考えております。

吉田局長) すみません。補足させてください。先ほどの介護の方です。僕は昔、医師確保の課長をやっていた時に、お医者さんを紹介するにあたって、やはり業者が入るのですよ。で、お医者さんの給与の2割をとる、そしてまた半年でやめるとかっている、やっぱり介護の方も、そういった実態があったりするのですか。

澤田委員) 日本介護福祉士養成施設協会の澤田でございますけれども、今まさしく介護の人材の方では、まず入口のところで言いますと、まず養成校、私ども協会の会員である養成校の方に、入学者の方が、非常に毎年の様に入ってくる人数が減少しております。こういうところが、いわゆる介護離れというところなのでしょうけれども、実際に就職した後の施設の方で、そういういわゆる派遣紹介みたいのところから人がきて、それでそういったところを渡り歩いているというのは、私ども実際に養成校の側もよく把握しているところであり、こればかりは、なんというのでしょうか、制度的に適合であれば、妨げられないところは否めないのですけれども、何かですね、こここのところでやはり、介護人材がしっかりと充足できる手当というところで、我々の養成校のレベルから言いますと、養成校が正直、一時の偏見、誤解で、高等学校あたり、我々高卒で入る養成校ですけれども、その他に福祉系高校と二つありますけれども、そこで量と質の確保という問題のところでは、高校の方にも福祉科、福祉系高校、卒業と同時に介護福祉の国家資格を受けられるというコースをつくっているのですけれども、量の政策から質に入るにあたりまして、高等学校の方は、進学先として選ばれない傾向にあります。というのは、進路指導の先生方がまだ誤解で、介護で就職しても低賃金だから、結婚もできないぐらいの、というような言い方の指導がまだまだある、札幌圏では、こういう先生はあまりいないのかもしれませんが、実際私も養成校の校長として、近隣の高等学校をまわって、色々春先とか御挨拶がてら介護

の業界の話もさせていただくのですけれども、そうすると着任して間もない、道立高校の先生方は転勤されますから、間もない方で進路指導初めて加わったなという先生は本当にそういうようなご発言をいただいて、私もすごく面食らってしましまして、道社協さんの方とかも通して、色々PRとか確かにやっているのですけれども、なかなかその該当する立場になってこないと勉強もしないような、そういうようなことってあると思うので、町の中、札幌歩いていても、電光掲示板みたいなもので、介護職をPRしているものは、私も見たことがあるのですけれども、なかなかそういう意味では浸透できない、そしてどうしてもネガティブなイメージが多くて、実際のところは処遇改善手当とかそういうのがついてくると、まだ普通の一般職よりは安い給料であるかもしれませんが、しっかりとした生活はできるのではないかなということなので、こういったところも、行政を中心にして、また再度、PRの在り方だとか、そういったことを検討しなおすのと同時に、高等学校とその例えば養成校、大学法人さんも含めて、専門学校もありますから、高校を出てから、介護系の学校に行くっていうことに対する魅力付けみたいなものも、何らかの形で、今も色々と福祉の魅力やPR、介護の魅力やPRするとか色々なプロジェクト、事業っていうのを、国をはじめ道もやられているのですけれども、だからこう一般に浸透していかないという現状があるので、これについても次の計画のところで具体的に、国の計画、本則みたいなものがあつたとしても、独自でこれは道としても策定して、それを例えば、我々の養成校であれば、各会員校に周知しながら、ともに、人材の確保というものが重要だと思っております。

あともう一点、そういったところに対抗する動きっていうのでしょうか、派遣紹介の人材以外のところで言いますと、私どもの養成校の方にも来ておりますけれども、外国人の留学生が入ってきて、実質的に介護の現場を支える人材となっていく、ケアワーカーとなっていくという道が見えてきて、国もそういう方向で、様々な入管法か何かの平成の終わりから改定になって、介護ビザとかでてきておりますし、あと特定技能っていう新しい在留資格もでて、その中でも介護というものがあり、その動きの中で、やはり外国人介護人材が継続して、安定的にケアの仕事に就いていけるようにするために、本当は道としても、国は色々支援を考えているのですけれども、先んじて何か、例えば、言葉の部分、日本語の支援の方ですとか、あるいは、やはり現場のところで勤務される中間管理職みたいな方々が、最初入ってくる外

国人の方々を、本当に雇える、大丈夫なのかというような思いで迎え入れるなど、実際に、その辺のところをマッチングするための事業ってというのは、保健福祉部でもあるのは理解しているのですけれども、さらに、もっとう、機能的にも制度的にも使いやすくしていくとか、なんかあの現場の介護の施設だと、そういう制度があるっていうのを、知らないところもあります。というのは、それだけ人手が足りなくて、本当に施設長クラスも夜勤に加わったりしながら回している、現状そういう施設があるというのを、私は実際に卒業生から聞いておりますし、実際にそういう悲鳴といいたいでしょうか、そういうものもいただくことも多々あるものですから、そういったところ含めて、今後、次の計画には、何らかのものを入れていく必要があるのではないかなと思っています。以上です。長くなりました、すみません。

吉田局長) ありがとうございます。もう一点、地域福祉計画の方です。私は、津別町に行って重層の話とかをお聞きしたのですけれども、そのときにやはり、この地域福祉計画を作るに当たって、住民と一体となって作っていく、その町内会会議のような感じで話し合いを持たれることによって、課題がみえてきて、その町の中でもその地域の特性とかがあるので、計画書というよりも、そこで議論して住民が理解して、振り返っていくことが重要だと、僕らも改めて認識させていただいたので、あの攻め方という言葉は良くないのですけれども、攻め方としては、市町村にはそういう感じで攻めていこうかと思っていますので、なにか別の機会でも結構ですので、その攻め方で何か良いことがあれば、御助言いただければと思います。

岡田委員) 津別町はよく知っているのですけれども、あそこは、元々役場の職員だった山田さんという方が、社協の方に移って、会長になって、議員もされているのですけれども、ああいった方、核となる方がいないと出来ないということですよ。

吉田局長) わかりました。ありがとうございます。

橋本分科会長) まず、2点、非常に鋭い大きなテーマで、貴重な御発言をいただきました。ありがとうございました。まだまだ考えぬいて話し合っていかなければいけない、未来をどう作っていくかという大げさですけども、確実な支援計画策定に向けてということで、引き続き、検討課題として意識して、認識していければと思います。岡田委員から非常に貴重な御発言をいただいたところなのですけれども、また後で、

意見交換の時間がございまして、そのときにでもまた振り返って御発言をいただければと思います。まず、この計画の進捗状況については、これで一つの区切りとさせていただきたいと思います。

(3) 議題3 (近年の地域福祉をとりまく課題) について

橋本分科会長) 続いて、二つ目の、近年の地域福祉を取り巻く課題についてです。今日の局長あるいは酒井補佐の御発言、あるいは私も申しましたけれども、この分科会、来年度、次期計画の策定という大きな任務がございまして、それに向けて事務局の方で、5つのテーマで事業の状況を説明していただくということになっております。それで時間の関係で、5つのことについて連続して御説明をいただくこととして、その後、皆様から、御意見やら確認やらいただければと思っております。ですから、説明をいただく中で、これはこうじゃないかとかいうようなことがありましたら、ためておいていただきたいと思います。後で意見交換が出来ますので、ちょっとためておいてください。すみません。

では、続いて、議事にとということでも、事務局から取り巻く課題についてということで、御説明をお願いいたします。

酒井補佐) はい、それでは、まず始めに北海道の重層的支援体制整備事業について御説明をさせていただきます。資料は2-1になります。よろしくをお願いいたします。

この事業につきましては、令和3年に創設された事業でございます。まず資料の1ページ目、重層的支援体制整備事業のイメージ図を記載しております。この事業につきましては、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を整備するために、包括的相談支援、社会参加、地域づくりに向けた支援、この3つを柱として一体的に実施をするものでございます。相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援におきまして、相談を受ける体制を構築することとしてございます。相談内容を踏まえまして、複合化、複雑化しました事例につきましては、多機関協働事業につなげまして、相談内容に応じた関係機関と役割分担を図りながら、円滑な連携のもとで支援を行うこととしております。また、長期間のひきこもりなどによりまして、支援につなげることが難しい場面につきましては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業によりまして、関係性の構築を図っていくこととしております。その他、この事業の中で

は、社会参加に向けました支援が必要な方への参加支援事業、住民同士のケア、支え合い等のほか、地域における社会的孤立などの防止のための地域づくり事業、これらを柱といたしまして、本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築、システムの重層的な支援体制を構築しまして、市町村の相談体制の強化を図っていくこととしております。

開いて2ページ目でございます、事業内容でございますけれども、ただいま説明させていただいた事業につきましては、社会福祉法に規定されておりました、内容を整理したものでございます。この事業が創設される前につきましては、この資料の第1号、第3号の事業につきましては、介護、障がい、子どもなどの分野ごとに交付金が交付されていたところでございます。その交付金が重層的支援体制整備事業として一本化して交付されることとなっております。また、赤く、新と記載している事業でございます。重層的支援体制整備事業を実施する上で、必要となるものでございまして、その点がこれまでの分野ごとの事業と違いがあるものでございます。

次に、資料の3ページ目でございます。重層的支援体制整備事業につきましては、フロー図にして具体的な連携体制、事業内容をイメージしたものでございます。包括的相談支援事業では、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受けると、ただ相談窓口の一本化を必須とするものではなく、従来どおりの分野ごとの相談窓口でも相談を受けて、相談先が連携して対応することも可能というような状況となっております。その中で、分野ごとの対応が困難な複合化、複雑化した相談内容につきましては、先ほど申しました、多機関協働事業につながることになります。この多機関協働事業を実施する機関が司令塔的な役割を行いまして、関係機関の役割分担、支援の方向性を決めましたプランを作成しまして、関係機関によります支援会議、若しくは重層的支援会議に諮りまして、その支援の方向性を決めていくこととしております。決定されたプランに基づきまして、アウトリーチ等を通じまして、継続的支援、社会参加支援につなげていくというのが、具体的な流れでございます。

スライドの4でございます。実際に鷹栖町で重層的支援体制整備事業を実施してございまして、その支援の事例を掲載させていただきました。4ページの下の方に、鷹栖町におけます事業の実施体制、記載をさせていただきます。町、町社協、ワンストップの相談窓口、

関係機関との連携体制をイメージ化したものでございます。後ほど御参照いただければと思います。

それでは資料の5ページ目になります。道内におけます事業実施状況、令和3年度から事業を実施しておりますけれども、開始当初から北海道で事業を実施しているのは、七飯町、妹背牛町、鷹栖町、津別町の4町でございます。各町におけます、これまでの相談支援体制、町内の社会資源の活用で、事業に取り組んでいただいているところがございます。令和4年度には、新たに旭川市、音更町、広尾町が事業を実施しております。今後事業を実施する予定のある市町村を加えますと、道内96市町村が事業に取り組む意向ではございますけれども、具体的な実施時期につきましては、多くの市町村でまだ決まっておられません。そのような市町村に向けまして、道におきましても、後方支援事業を実施いたしまして、事業の実施に向けた支援を行っているところがございます。

その後方支援事業でございますけれども、その具体的な内容については、6ページ目に記載をさせていただいております。現在、重層的支援体制整備事業を実施している市町村の取組状況の紹介を行うことで、未実施市町村の体制構築に対する支援を行っているところがございます。

7ページ目の今後の課題ということでございます。今年度、市町村の意向調査、あるいは、いくつかの市町村にお邪魔させていただきまして、この事業の実施に向けた働きかけを行っていく中で、出されている意見をまとめてみました。小規模市町村が多いことがございまして、その事業実施という形を取らずとも、既に関係機関と連携を図れているであるとか、あるいは事業に取り組むだけの人材がないといったような意見を伺っております。最初にもお話したのですけれども、システム的に重層的な支援体制を構築しまして、市町村におけます相談支援体制の強化を図ることで、複雑化・複合化した相談に対しまして、関係機関と連携を図った上で、適切な対応を図れることがメリットであると考えております。ただ、実施意向はあるのですけれども、実際の実施体制への課題などから、道内全体の機運の高まりの欠ける状況でございます。実施に向けたペースが上がっていないという現状がございます。事業実施を広げていくために、皆様方から色々ご意見等がいただければ、参考にさせていただければと考えております。よろしく願いいたします。

橋本分科会長) 続いて、資料 2-2 になります。お願いします。

酒井補佐) それでは同じく私の方から、資料 2-2、北海道におけます生活困窮者自立支援制度についてご説明をさせていただきます。

まず 1 ページ目でございます。自立相談支援制度、これら制度につきましては、最後のセーフティーネットと、生活保護でございます、こちらの方に至っていない生活困窮者の方に自立を支援します第 2 のセーフティーネットとして制度化されたものでございます。生活困窮に至っている本人を中心に据えまして、オーダーメイドによる断らない相談支援を行うということとなっております。この制度につきましては、福祉事務所設置自治体ごとの実施ということでございます。市につきましては、福祉事務所の設置が必須となっておりますので、各市において実施をしております。町村部につきましては、振興局ごとに道が設置をしております。支援対象者ですけれども、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れがある方というふうになってございます。こういったような方からの相談につきましては、包括的な相談支援でございます、自立相談支援事業で受け止めまして、相談者の状況に応じて、住まいがない方、図のような方、そういったような方への住居確保、あるいは就労にむけて、緊急に衣食住が必要な方、家計改善、貧困の連鎖を防ぐため子どもの学習、生活、これら様々な支援のメニューが用意されているところでございます。

2 ページ目でございます。包括的な相談事業の中核となる自立相談支援事業でございます。市や振興局に設置されております自立相談支援機関におきまして、生活に困窮されている方からの、色々な相談を包括的に受け止めまして、色々な課題をアセスメントして、相談者のニーズに応じた支援が行われますよう、プランを作成して、自立相談支援機関で実施している自立支援法に基づく支援、あるいは他の制度等による各分野の支援事業、支援機関につないでいって、相談支援を行っております。生活困窮者の自立支援につきましては、法や各制度に基づき、実施されております、公的な支援、これだけではなく、フードバンクであるとか、民生委員の方の見守りであるとか、インフォーマルな支援が行われてきているところでございます。特にそのような活動を行う民間団体との連携を強化することによりまして、地域の社会資源が活性化されて、自立相談支援機関におけます支援の充実を図ることが重要であるという風に考えております。

次にスライド5とありますけれども、3の誤りです。申し訳ございません。道内の生活困窮に関する相談状況でございます。令和元年度、新型コロナウイルス感染症が流行しまして、令和2年度に大きな影響が出ております。新規相談件数でございますけれども、令和元年度に比べまして、町村部で約2倍、市部も含めた道内全体では、約3倍に増加をして、令和3年度においても、同様の相談件数となっております。下の方に相談内容の多いものにちょっと色づけをして記載しております。最も多い内容といたしましては、収入・生活費に関する事、その次に多いのが、仕事探し・就労に関する事という風になってございます。

ページの4になります。生活福祉資金の特例貸付制度でございます。令和2年3月末から、コロナによります失業、収入の急激な減少等の影響を受けまして、生活が維持できなくなった方に対して、生活福祉資金の特例の貸付制度、こちらの方が創設されまして、北海道社会福祉協議会におきまして、市町村社会福祉協議会の協力を得ながら、貸付を実施してきているところでございます。この貸付につきましては、令和4年9月末で受付を終了しております。まだ実績は確定していませんけれども、令和4年8月末現在の貸付実績といたしましては、緊急小口資金、総合支援資金を合わせまして、137,751件、498億6,915万2千円の貸付実績があったところでございます。この貸付につきましては、本年1月から、順次償還が開始されているところでございまして、道社協におきましては、償還免除の手續等につきまして、償還開始の方に連絡を行っているほか、市町村社協に専門の相談員を配置する等いたしまして、償還が困難な方などへの相談対応を行い、きめ細やかな対応を行っているところでございます。

5ページ目の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームでございます。コロナの影響に加えまして、物価高騰の影響による生活困窮者の増加に対応するために、今年度、官民連携によりますプラットフォームを整備しまして、地域の実情に応じたセーフティーネットを構築することとしております。下の方の図に、取組のイメージを記載しております。1点目につきましては、地域のプラットフォームの設置でございます。福祉事務所ごとにプラットフォームは設置するものでございまして、道では町村部を対象とする振興局ごとに今年度中にプラットフォームを設置しまして、官民連携によります、地域の実情に応じた困窮者支援体制を構築することとしてございます。2

点目に、地域の NPO 法人等に対する支援でございます。このプラットフォーム設置によりまして、事業量の増加が見込まれました民間団体への助成措置でございます。子ども食堂やフードバンクの運営に係る経費、あるいは相談支援を行う事業者の相談増加に対する経費、こういったような助成に対する支援を行うものでございます。

6 ページ目、物価高騰を踏まえた生活困窮世帯への給付事業でございます。道では、今年度、コロナ禍におけます物価高騰を踏まえました、国の緊急経済対策を受けまして、市町村と協力しまして、住民税非課税世帯の高齢者及び障がい者世帯への給付事業を実施したところでございます。この背景には、原油価格の高騰等で、光熱水費を始めとした生活に必要な経費、これが増加する中で、年金収入など、就労が出来ない世帯、そういったようなところの物価高騰による影響が特に大きいという風に思われる世帯への支援に取り組む市町村に対しまして、市町村の事業の後押しというところを目標に実施をしたところでございます。1 世帯当たり 1 万 2 千円を交付基準に、その 2 分の 1 以内の補助率で市町村が行う事業に対する支援を行っているところでございます。

この給付事業を構築する際に課題となっていることで、スライドのページの 7 の方で記載させていただきました。道といたしましては、道民の方々の住所であるとか、所得状況というのは持ってございません。事業構築をする上で、その方法というのが、限定をされてしまう。そのために、市町村の協力を得ることが不可欠という風になってございます。ただ一方で、市町村の方ではですね、特にコロナ禍で様々な給付事業等に取り組んできているため、マンパワーの課題等がございます。それと、困窮者世帯という線引きの難しさがあるというふうに考えてございます。どうしても住民税非課税世帯といった基準を用いることになるのですけれども、支援を必要とする方はもっといるのではないとか、あるいはそのような方々を対象にする場合、そのような基準をどう設定するかという課題が出ております。各市町村の方からも、その住民の皆様からの不公平感の声を聞くことが多いというようなお話を伺っております。今後こういったような、道としての給付事業を構築していく上で、生活困窮という基準、支援方法について、検討する必要があるという風に考えております。そのような点からも皆様方からの御意見を伺えればという風に考えております。す

みません、早口で雑駁な説明になりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

橋本分科会長) 続いて、自殺対策について、お願いいたします。

半沢補佐) 自殺対策について御説明いたします。資料 21 ページありまして、時間の関係で、所々飛ばして説明させていただきます。

右上に数字が振ってございまして、まず、2 ページをご覧くださいと思います。自殺者数の推移でございますが、北海道におきましては、平成 15 年に急増しておりまして、毎年 1,500 人前後で推移しておりましたけれども、それ以降減少を続けております。令和 2 年は、合計 881 名となっております、実は先般、令和 3 年の数字も出ております。自殺につきましては、数字は全部暦年になっておりまして、口頭で申し訳ございません、北海道につきましては、令和 3 年の男性が 576、女性が 327、合計 903 となっております、男性がずっと減少傾向にきておりましたけれども、令和 3 年に増加に転じ、女性も年によって、増減ありますけれども、減少傾向が続いておりましたが、特に令和 2 年に大幅に増加しているところでございます。

それから、3 ページをご覧くださいと思います。自殺死亡率の推移でございますが、本道の令和 2 年の自殺死亡率は、これ自殺死亡率というのは、人口 10 万人あたりの自殺者数を言いますが、17.0、全国平均の 16.4 を上回っております。令和 3 年につきましても、数字が出ておりまして、全国 16.5 に対して、北海道が 17.5 と、基本的に北海道は、毎年全国の死亡率よりも高い数字で、ずっと続いているところでございます。

それから、4 ページをご覧くださいと思います。年齢別の特徴で申し上げますと、一つ目の三角にありますけれども、近年は特に、10 代、20 代、30 代といった若年層の増加が目立っているところでございます。それから 2 つ目でございますけれども、特に令和 2 年につきましては、女性は 30 代を除く全ての年代が増加したと、先ほど女性が増加したと言いましたけれども、ほとんどの年代で、増加しているということが特徴として挙げられます。

以降、ちょっとずっと飛ばしていただきまして、11 ページをご覧くださいと思います。自殺対策の全体像でございますけれども、まず自殺対策基本法が、基本となっております、自殺対策の基本理念

や国、地方公共団体等の責務、自殺対策の基本となる事項が定められております。その中で、国につきましては、自殺総合対策大綱、これは自殺対策の指針ですけれども、これを定めることとされておりました、社会情勢の変化等を踏まえて、概ね5年を目途に見直しすることとされております。都道府県につきましても、大綱ですとか、地域の実情を勘案して、計画を策定するということとなっております、市町村におきましても、同じく大綱ですとか、地域の実情を勘案して、計画を策定するという柱立てになっております。民間団体や関係団体につきましても、関係者が自殺対策の総合的、かつ効果的な推進のために、相互に連携を図り、協力するとされておりました、道民の責務につきましても、自殺対策への理解と関心を深め、主体的に自殺対策に取り組むこととされております。

12 ページをご覧くださいと思います。今お話ししました大綱ですけれども、資料で29年7月となっております。すみません、直近版が出されておりました、そこについている付箋はですね、29年から、直近は令和4年に策定されておりますけれども、令和4年におそらく追加されるであろうということをつ箋としてつけておりました、前月、令和4年に策定されました大綱につきましては、この付箋のとおり追加されているところでございます。大綱の柱立てにつきましては、まず、第1として、基本理念といたしまして、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す、それから第2につきましては、基本認識が3つ、それに新型コロナウイルスの影響を踏まえた対策の推進というのが、新たに追加されているところでございます。それから、第3の基本方針につきましては、従来5つでありましたけれども、自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮するというのが追加されております。それから、第4の重点施策につきましては、従来は12ありましたが、先ほど、女性の自殺が増えていることもありまして、新たに女性の自殺対策を更に推進するが追加されております。それから、第5は国の数値目標ですけれども、先進諸国等を踏まえまして、平成38年までに、平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少するという目標を立てております。

それから13ページをご覧くださいと思います。北海道の計画でございますけれども、先ほど申し上げました、基本法に基づきまして、道では平成20年度から自殺対策の行動計画を策定しておりますが、大綱が改定されたことを踏まえまして、現在は第3期目ですけれ

ども、令和5年度から第4期目の自殺対策を策定するというところで策定作業を進めているところでございます。

14 ページをご覧いただきたいと思います。道の行動計画の柱ですけれども、既に素案の段階から、パブコメを、それから議会議論などを踏まえまして、案を策定中ですけれども、基本的にはそこに記載しております、基本認識、基本方針、以下項目については、素案から変えておりません。例えば、アンダーラインを引っ張っておりますところは、先ほど、大綱で追加されたところを踏まえまして、道の計画の中でも新たに項目を追加した部分になっております。道でも目標を設定しております、例えば自殺死亡率につきましては、令和9年に12.1以下、自殺者数につきましては、令和9年に600人以下というような目標を設定しております。

15 ページをご覧いただきたいと思います。先ほどお話ししましたそれぞれの項目の中に、更に具体的な施策をぶら下げております。後ほど、お目通しいただければと思います。

それから、16 ページは、道としての主な取組となっております、相談対応ですとか、普及啓発、人材育成など対策を行っているところでございます。特に、相談対応の3つ目に、こころの健康 SNS 相談事業と、ライン相談がございますけれども、これは先ほどお話ししました若年者層ですとか、女性の自殺が増えていることを踏まえまして、そういった方々をターゲットに、ラインをつかった相談啓発事業を令和3年度から実施しているところでございます。

では、雑駁ではございますけれども、自殺対策について説明させていただきました。

橋本分科会長) はい、ありがとうございました。少し時間の関係で、後ほど意見交換というふうに考えているのですけれども、ちょっとお一人あたり2分、3分といった状況となっております。それで、今日のこの分科会を活かすためには、どうしても北海道における地域福祉の特に課題になっていること、あるいは道の施策として、次期計画で柱にすべきこと、そのあたりでご提案をいただければなと思っておりますので、ためてください。すみません。よろしく申し上げます。

それでは、4つ目ですね、北海道のケアラー支援の取組についてお願いします。

北山主幹)

はい、ケアラー支援の取組につきまして、説明させていただきます。こちらはですね、令和2年に国の方で、ヤングケアラーの全国調査を行っていきまして、その結果等を踏まえまして、ここ数年家庭内で家族のケアを担っている方々への支援が必要ではないかという議論が様々な場面で行われるようになっていきまして、道におきまして、取組を進めておりますことから、内容についてご紹介させていただきます。

スライドの1ページ目なのですが、こちらは本道における少子高齢化の動向ということで、いずれも全国の平均以上に、北海道においては進展しているということで、家族の小規模化によって、ケアラーのお一人の負担が増えていく、そういった状況が見込まれております。

次の2ページ目を、ご覧ください。こちらは北海道の方では、条例を制定しているところなのですが、それまでの主な経過をちょっとまとめさせていただいております。令和2年度から、検討開始いたしまして、令和3年度におきましては、ケアラー、ヤングケアラーの実態調査を行いました。主な結果は、資料にあるとおりなのですが、相談出来る人や場所ですとか、ヤングケアラーに関しましては、8割の方が、相談したことがないと、また、こちらにはないのですが、そもそもその認知度自体が低いといった課題が見えてまいりました。こうした結果から、有識者会議を設置いたしまして、そちらの議論を経て、北海道の方で条例が必要だということで、条例を制定して、施行しているところであります。

スライドの3ページ目でございますが、国や他の自治体における動きといたしまして、国の方では、ヤングケアラーを中心として検討されておりまして、資料のとおりであります。社会的認知度の向上など令和4年度から6年度までの3年間を集中取組期間に設定しております。他の自治体の動きといたしまして、埼玉県さんが、全国で初めてそういった条例を制定いたしまして、それを皮切りに色々な取組が進められていきまして、北海道は都道府県としては、3番目、また道内では栗山町さんが、市町村としては先駆的な取組市町村となっております。

4ページ目をご覧ください。こちらは条例の構造と主なポイントといたしまして、条例の目的、基本理念、基本的施策、責務、役割等、

こういった構成になっておりまして、後ほどその取組について、ご説明いたしますが、その基本的施策ということで3つの柱となっております。

スライドの5ページ目ですが、令和4年度の主な取組といたしまして、この条例のですね、3つの柱に関連する事業を中心に実施しております。

6ページをご覧ください。まず1点目の普及啓発の促進といたしましては、広報活動といたしまして、道のホームページ、SNS、広報誌を活用して、広く発信をしてきております。

その下、7ページですが、啓発資材の配布といたしまして、ポスター、リーフレット、ステッカー等作成いたしまして、各関係機関の方に配布させていただいております。また、官民協働の枠組で、大手コンビニ等の協力も得まして、店舗等でのポスター掲示等を行っております。

8ページ目をご覧ください。こちらと同じく普及啓発です。ケアラー支援のシンポジウムを、今年の11月に開催しております。

その下に、早期発見及び相談の場の確保といたしまして、ケアラー支援に携わる職員の方々の研修ということで、大きく分けて、ケアラー支援全般とですね、ヤングケアラーの支援、こちらに研修を分けて、それぞれ行っておりまして、またその教職員向けの研修につきましても、教育庁さんの方でオンデマンドの研修という形で、令和4年度から行っております。

10ページ目をご覧ください。こちらは、ヤングケアラー、様々な社会問題になっておりますことから、ヤングケアラーにつきましては、より特化した取組を行っておりまして、専門相談窓口の設置ですとか、コーディネーターの設置ということで、道内の8つの児童相談所管内ごとに、この表のようにしておりますが、コーディネーターを配置して、地域ですとか学校とその市町村の福祉サービスの相談の方につなぐ役割を4年度から始めているところであります。

その下、ケアラーを支援するための地域づくりといたしましては、地域全体でケアラーを支える意識の醸成に向けまして、市町村等に対するアドバイザー、有識者の方々によるアドバイザーとして派遣をさせていただいております。また、そのオンラインサロンの開設という

ことで、ヤングケアラーの方々を対象としておりまして、オンラインを使ってですね、そのサロンという形で、交流の場をやっております。

12 ページの方ですが、この条例に基づきまして、推進計画、具体的な取組を推進していくための推進計画を、現在、道におきまして、策定しておりまして、条例の基本的施策、3つの柱に基づきまして、関連する事業を今まさに検討中でありまして。年度内の策定に向けて、大詰めの状況でありまして、令和5年度から7年度までの3年間に計画期間として、検討を進めております。パブリックコメントも昨年の12月に実施させていただきまして、こうしたパブリックコメントのご意見ですとか、有識者会議等のご意見を踏まえまして、今策定に努めております。その下に目指す姿とございますが、条例に掲げる、この目的の達成に向けまして、今後も引き続き、取組について推進して参りたいと考えております。説明は以上であります。

橋本分科会長) では、続けてお願いします。

柿本補佐) はい、子ども子育て支援課の柿本と申します。よろしくお願ひいたします。私からは、北海道における児童虐待の現状と未然防止に向けてといたしまして、全国、全道の虐待の現状ですとか、道としての取組等についてご説明をさせていただきたいと思ひます。資料につきましては、お手元の資料2-5をご覧ください。

1 ページ目でございますけれども、大きく2点、一つ目として、児童虐待相談対応件数の推移といたしまして、全道、全国における児童虐待相談件数ですとか、死亡事例の推移、また、今年度実施しております妊娠相談体制の事業について、大きく2点目としまして、児童虐待の未然防止に向けてといたしまして、児童死亡事例を防ぐためのリスクとしての留意すべき課題、ポイントについて、ご説明させていただきたいと考えております。

2 ページ目をご覧ください。ここでは、平成29年度から、直近令和3年度の直近5年間におけます児童虐待相談対応件数について、全国と全道の数値を載せてございます。表上段の全道分についてでございますけれども、昨年度、令和3年度、過去最多を更新して、6,421件、その内訳、道の児相分は4,019件、こちらが過去最多となっております。札幌市児相は2,402件となっております。昨年度、過去最多は下回っておりますが、高い水準で推移をしているといった状況

でございます。また表下段、右の全国値につきましては、毎年増加の一途でございます。令和2年度には初めて20万件を超えて、令和3年度も20万7千件と過去最多を更新している状況でございます。ただ、グラフを見ていただくと急激な増加はやや鈍化してきているといった状況でございます。その一方で、コロナの影響もございまして、子どもの見守りの機会が減少しておりまして、児童虐待のリスクが高まっている状況となっております。表に見えていない可能性もありまして、その点留意しながら、地域での見守りをしっかり行っていくことが必要と感じているところでございます。

続いて、3ページをご覧ください。こちらは、先ほどの児童虐待相談対応件数を虐待の内容別に区分した表でございます。内容別では心理的虐待が一番多くて、道児相、全国とも60%を超えておりまして、中身は子どもの面前でのDV事案による割合が多くなっているという中でございます。なお、虐待の相談の通告元となっている経路別件数につきましては、連携を強化している警察からのものが増えておりまして、道児相、全国とも、大体50%程度ということになってございます。

4ページをご覧ください。こちらは、平成15年度から国で行っております、子どもの虐待による死亡事例等の検証結果報告書、こちらによる全国における児童虐待による死亡事例の推移でございます。直近では、令和2年度までの第18次報告まで出されてございまして、グラフが2段になってございまして、上段が心中以外での虐待死、下段が心中による虐待死となっております。センセーショナルな事案につきましては、報道でも大きく取り上げられているところでございますけれども、全体として死亡事案は実際には、把握されているだけでも、これだけの数字となっております。平成21年度以降は増減ありますが、7~80人程度で、推移をしているといったところでございます。下段の国の検証報告結果についても、若干触れますと、今般、この直近18次報告までの累計で、心中以外の虐待死は889例の939人となっております。この中で、3歳児以下は、76%、数字で申し上げますと、715人を占めてございまして、0歳児に限っても、全体の約半数、455人、そのうち、0日0か月死亡と区分される乳児が、更にその半数の45%、207人を占めているといったような状況でございます。こうした状況の中で、妊娠期ですとか、周産期の問題といたしましては、複数回答にはなりませんけれども、予期しない妊娠ですとか、妊婦健診の

未受診といったような状況がそれぞれ 30%弱に見られております。また家庭における地域社会との接触がほとんど無いといった孤立している事例が、40%に見られているところでございます。こうした状況からですね、乳幼児期の死亡を含む、重大な事案が発生するリスクが大変大きい時期でございまして、予期しない妊娠をして、悩みを抱えつつ、周囲に相談することも出来ずに、妊婦健診を受けることですか、母子手帳の交付を申し込むといったことも出来ずに、地域からも孤立しているといったような状態像がこういったことから浮かび上がってございまして、こうした方々の把握を含みます、妊娠期間の支援が、とても重要と考えているところでございます。

5ページをご覧ください。参考とありますが、こうした中、道といたしましては、妊婦などへの相談体制強化の一つといたしまして、悩みなどを抱えた妊婦の方々が相談しやすくなるように、民間に委託をしまして、SNSによる相談受付と夜間、休日に対応出来る相談窓口を、国の事業を活用して、実施をすることとしたところでございます。資料の下の方にもございますけれども、実際道内では、JRの千歳駅の方で、コインロッカーに乳児が預けられた事案ですとか、釧路市の方で、両親がパチンコに行って、その間、長時間乳児を放置して死亡した事案ですとか、その後も放置事案の連続発生もあったところでございます。そうした緊急的な状態も踏まえまして、事業を実施することとしたところでございます。事業内容については、ご覧のとおりでございますけれども、事業は本年度12月から始めてございまして、毎月100件を超えるような相談が寄せられているといったような状況でございます。

資料6ページをご覧ください。ここから、8ページにかけましては、先ほどもご紹介した虐待死亡事例の検証結果報告を踏まえまして、虐待死亡を防ぐためのリスクと留意すべきポイントを掲載してございます。6ページにつきましては、養育者の側面からみたリスクで、7ページの方につきましては、子どもの側面と生活環境の側面からみたリスクを掲載してございます。また、8ページにつきましては、援助過程の側面における課題というものを載せてございます。時間の都合もございまして、ここで話したいポイントといたしましては、こうしたリスク、課題につきましては、一つではなくて、複数重なっている場合が多くございまして、ある部署、ある関係機関だけで知り得ているリスク情報だけではなく、他の部署ですとか、他の関

係機関でさらに別なリスク情報を持っている可能性があるというところでございます。複数の情報を重ね合わせることで、よりリスクが高まるといったことで、全容がわかる場合も考えられるところでございます。そういう意味では、それぞれ関わりを持つ関係機関で、リスクを察知した場合に、そこだけで留めることなく、要対協をはじめとして、多くの機関、関係機関などで共有の上、適切なアセスメントにつなげることが、重要と考えているところでございます。私からは以上でございます。

橋本分科会長) ありがとうございます。ただいま、柿本様、それから北山様、半沢様、酒井様、それぞれの課のお立場から、地域福祉を取り巻く課題についてということで、掻い摘まんで、お話をいただきました。どうもありがとうございました。

(4) 議題4 (意見交換) について

橋本分科会長) そこで、意見交換ということに入りたいのですが、ご覧のとおり時間になってしまいました。一応、18時半終了予定とご案内していたのですが、15分程度の延長をお許しいただけますでしょうか。もし、次の予定があってということであれば、先に御発言をいただくというような、よろしいでしょうか。申し訳ございません。そうしましたら、北海道地域福祉支援計画、前回の策定では、地域福祉を支える人づくり、それから支え合う仕組み、基盤づくり、それから3点目、暮らしやすい地域づくりといったようなことで、構成、組み立てとなっております。今日、それぞれ御専門のお立場からご出席いただいている訳でありまして、この次の更新にあたっての、改定にあたっての、課題あるいは北海道の施策としてこういうことをというようなことで、御提案あるいは御発言、所感がありましたら、御発言をお願いしたいのですけれども、お願いします。いかがでしょうか。

岡田先生、先ほど口火を切っていただいたのですけれども、おそらくたくさんだと思うのですけれども、ちょっと掻い摘まんで、御発言いただければと思います。

岡田委員) もう全てに対して、色々発言したいのですけれども、時間の関係で、もし、しゃべると20分くらいかかってしまいますので、メールにまとめてお送りしたいと思います。それでよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

橋本分科会長) ありがとうございます。では、澤田委員から、お願いいたします。

澤田委員) 介護人材の関係で、先ほど、色々お話をさせていただきましたが、その中でちょっと一つありました。外国人人材という話がありましたけれども、今、これ全体に向かったの話ですけれども、今お話いただきました全ての領域に今後ですね、北海道だけじゃなく、日本全体の人口減少にともなって、先ほど私から特定技能ビザというお話をさせていただきまして、コロナは少し水際対策をして、各国の人の往来が出てくるので、今後、特定技能人材、特定技能ビザによって入国する様々な産業種で働く外国人が、このビザの場合ですと、技能実習生と違いまして、家族の帯同が許されるビザであったりすることも中にございますので、よってこれから外国人の人材とその家族が本道へと定住してくる。申し上げたかったのはこの辺のですね、全ての、ほとんど全てだと思うのですけれども、そういった計画のところに外国人にどう対応していくかという、あらたなる課題といいたいでしょうか、そういったものが要素として加わってくるのではないかなということが、今後の策定の方に活かしていくべきではないかとそういった意見でございます。以上でございます。

橋本分科会長) ありがとうございます。

中村委員) よろしいですか。

橋本分科会長) 恐れ入ります。中村委員からお願いします。

中村委員) ご質問はできないので、誤って理解しているかもしれないので、それはお許しいただいて、今日5つですかね、御報告があつて、共通していると思うのですよね、だから、複雑化して、複合化していて、だからそれを包括的に支援しなければならない。こういう話なのですが、例えば、先ほどの生活困窮をどうみるかみたいなことも課題だつていうのもお話ありましたし、極端に言うとトータルに見えていないのではないかって思うのですよね。柿本さんの方からも、リスクの情報の集積が必要で、すると見えてくる、だから、5つの領域では、5つの今日御報告の中での共通していることが、絶対にあるはずで、それをどうやってあぶり出すかということが非常に次の計画を立てる上で重要だなと思いました。それが出来るのが行政だと思うのですよね。例えば、大学に勤めていて、その調査ってなかなか、やっぱり難しいってことがあるから、そこが大事かなというふうに思いました。それから、もう一つだけ申し上げますと、アウトリーチって言葉、大体

共通して出てきていて、僕この間児童虐待の検証を1年やらせていただいて、本当に毎回、具合が悪くなるくらい大変な状況、児童虐待だけでとって。先ほど、御報告の中で緊急時のアウトリーチってあったのだけれども、アウトリーチってことを考えるのは、緊急時では遅くて、平時にどうやってアウトリーチ出来ているかってことがきっと大事なだろうと。で、虐待のことで、生活困窮のことで、自殺のことで、それぞれアウトリーチしても、重要なものだけれども、これもまた極端に言うところ、アウトリーチセンターみたいなものがある、ワンストップで受け止めるってことなのだけれども、逆に、一つのアウトリーチでトータルに把握出来るような仕組みがやっぱり必要なだろうなっていう風に感覚的に思ったってことです。様々な誤解等は、ちょっとご質問出来ないのでお許しいただいて、何かそういうことが、モデルでもいいので、どこかで一つでも出来たら、色んなことが見えてくるかなという風に思いました。初回なのに色々申し上げて申し訳ないですけども、ちょっと感じたところです。以上です。

橋本分科会長) ありがとうございます。いかがでしょうか。高江委員からお願いいたします。

高江委員) 内容についてです。細かくわからないのですけれども、重層的支援体制ということで、地域の方を包括的に支援したいということで、北海道の赤平のところで、今、施設があるのですけれども、大体人口が9千人ちょっとくらいというところで、うちの方が中心になって、病院関係者の方、市の行政の方、社会福祉協議会の方だとか、他の福祉施設の方だとか、そういう人達を集めた協議会みたいなものを作って、出来れば何かが起こった時に、そこで受け止めるような、活動ができないかということで、今、やっているのですけれども。ただ、それもまとめるところで、皆さん、うちが中心になってやっているのですけれども。誰かがそこにワンストップでやる事業所を作らなきゃならないとなった時に、その行政が中心に、お金を出してやってくれれば一番いいのですけれども、そういう部分というのが、用意されているのかどうかというものが、よくわからないのですけれども。やっぱり一つの町で、特にうちなんかは小さい町なので、そういう様な全方位的な色んな人を集めて、やるようなことを、今、進めてはいるのですけれども。最終的に、どっか事業所みたいなところを作って、そこで集まると、誰かがまとめてやるっていったときの費用的なものだとかがどうなっているのかというものがよくわからないですけど、やっぱ

りそういうのがないと、なかなか動けないというところもあるので、皆お金を出し合ってやらなければならないところもあって、その辺をちょっと一つあれば教えていただきたいし、なければちょっと創設していただきたいということなのです。もう一つ、生活困窮者の方も、我々のところも、施設で生活保護の関係の施設をしているのですけれども、ちょっと心配なのが、自殺者とかの部分も含めて、今すぐ物価高になっていて、多分このままいくと、賃金と物価高の上昇から考えると、かなり生活困窮の人達が厳しくなるのではないかと。特に所得が少ない人達が、今年度ものすごく厳しくなるのではないかという気がしているのです。で、色んなところでね、生活費が上がる、何が上がるって、国が補助するのだけど全然足りないという。そういった状況の中で、厳しくなっているときに大体経済的な困窮で亡くなる方が結構いるので、今年度は、すごく気をつけて、自殺者とか生活困窮にかけて、見ていかないと、増える可能性があるかなという気はしていますので。その辺の部分、今後どうやって対策していくかっていうのは、一番どんと増えたときは、証券会社が破綻するとかっていう経済的なものが全国的にあった時に、一番自殺者が増えているので、今年度も、かなり経済的に厳しくなるのではないかなということを考えて、ぜひそれをお願いしたいと思います。以上です。

橋本分科会長) ありがとうございます。それぞれ御専門の立場から、出席いただいておりますので、いかがでしょうか。では、平本委員お願いします。

平本委員) ご説明ありがとうございます。ご説明を受けてではないのですが、これは、少し感じていることを簡単に。重層も困窮者も全てそうだと思うのですが、結局、最後は市民というか、更にそれをどうするのかみたいなことに向かわないと、行政の専門家だけではとても解決ができないのではないのかなということは、私たちは、多少なりですが、そういう事業をやっていて、痛切に感じているところです。ただ一方で、例えば、我々のところでいうと、フードバンクで催してなんかやると、答えてくれる市民はいるのですよね。だから捨てたものじゃないなっていうふうには思っているのですが、まだまだなかなか少数なので、だからそこのところが最大の課題なんじゃないかなって思っています。ところでちょっと行政の方の悪口になってしまうとあれなのですが、こう市民って、本当にやってくれるのかと、文句ばかり言うてくるだけなのじゃないかという風に見ている節が、なんかあるのではないかなと、そこのところをどう、私達も含めて、転換を図っ

ていくのかも、かなり大きな課題で、もうちょっとはっきり言ってしまうと、我々が事業をやっている、例えば、そういう地域活動事業の中でやろうとすると、余計なことするな、みたいなことを、行政が割合やっているのですよね。それは例えば、児童館の運営をしていて、子どもが食べてないけど、どうしようかって何かやろうとすると、そんなものは委託の範囲に入ってないでしょうと、やめてくださいっていうようなことを平然、最近子ども食堂が市民化されているので、そんなに変なことはされないですけれども、当初は激しかったのですね。だから、本当に皆が、市民社会もそうですけれども、我々も、自治体なんかも、変わっていく、そこが、なんか働きかけさえあれば、やろうっていう市民は必ずいるのだからってことを、システムで作り上げて、それを普及していくみたいな、色々施策はたくさんあるかと思うのですが、それを担う、基本的には住民組織をどうつくっていくかってことが問題なのではないかなという風に思っているところでございます。生意気なことを申し上げて、申し訳ないですが、以上でございます。

橋本分科会長) ありがとうございます。順番で来てしまっているのですが、佐川委員いかがでしょうか。

佐川委員) 皆様のご意見を聞いていて、非常に参考になっており、私は、担当が民生委員ということですが、その方の道のプロではありませんので、全くわからないで、ここで勉強させていただくような、そんな状況ですが、ただ、今、私ども、全国、全道各所もそうなのですが、民生委員に今一番欠けているのは、ヤングケアラーの問題と児童虐待、旭川が今、去年から虐待、自殺の女の子のですね、問題が未だに解決しない状況が続いていますけれども、虐待ということがずっとやっていて、昨年末からヤングケアラーの問題が出てきています。虐待がここずっと、3年、4年ですか、よく動いているのですが、正直言って口だけなのです。口だけって言ったら悪いですが、言葉だけ。じゃ、そのときにどうやって、それを市民というか、出していこうかっていったら、無いのですね、答えが。旭川は5年目ですか、児童虐待防止の啓発事業をやっているのですが、それでも、どうやって出せばいいんだらうと。で、民生委員にお願いしておりますけれども、虐待で、近隣で例えば、そういうような声が出ていたら、そこへ行きなさいっていう話なのですが、今、住宅環境がいいですから、声なんか、まず聞こえないですね。で

すから、主任児童委員とか民生委員に言っているのは、学校と連携してくださいと、学校に行って子どもの状況を色んな話をして知りなさいと言ったら、コロナで3年間入れないのです、学校へ。ですから、情報が全くない中で動いているというようなことですね。それにあわせて、最後に書いてあったのですけれども、児童虐待の防止の、このバッチもそうです。ところが、私、旭川市労にいますのですけれども、福祉課でも誰も付けていないのですね。あなた方が言っているのだから、窓口で皆付けなさいと。そういう週間というか月間があるのだから、付けなさいと、やらせていますけれども。で、それに加えて、今民生委員のなり手不足で、大体3年、私ども1期3年なののですけれども、1期でやめる方がものすごく多いですね。その次は2期目。私は今、37年。38年目に入りますのですけれども、昔は、本当に長く勤めたのですけれども、今は1期、2期でやめる。というのは、非常に仕事が多いっていうのですね。私は多いとは思わない、プロじゃないですから、色んな情報をとったら、行政に、そういうような関係とかにつなげば良いのだよというのですけれども、なんか真面目すぎて、必死にそれを解決しようとするのではないかなと。先日の道新にも出ていましたね、全国で今1万5千人ですか、なり手不足という風なことで、本当に苦労しておりますけれども。逆に私の方から皆さんにお願いで、そういう3年、今年は改選時期が、去年10月から改選時期なののですけれども、これから令和7年に改選時期を迎えますけれども、もしお知り合い等々がいらっしゃれば、どうぞ地区の民生委員さんに紹介していただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

橋本分科会長) 村山委員をお願いします。

村山委員) ケアラーについて意見を述べさせていただきたいと思います。ヤングケアラーについては非常に大きな地域課題でもあります、ある意味で非常に分かりやすく共感を得やすい課題でもあると思います。一方で、ヤングケアラー以外のケアラー支援の在り方については現場の専門職も、条例はできたことは理解しているものの支援の方向性にはまだまだ戸惑いがあるように思います。

例えば、ケアマネが同居家族のいる世帯に生活支援サービスを組み込む際には、インフォーマルサービスとしての家族支援の補完的なサービスとしてフォーマルサービスを位置付けるという前提になっています。これまでも同居家族がいる場合の生活支援サービスの在り方について議論となり、一律に同居家族がいる場合の生活支援サービスに

制限を加えるものではないとの見解は示されますが、保険者との間では高いハードルとなっており、実地指導でも厳しく点検される要件の一つでもあります。ケアラー支援としてケアラーの自己実現までの視野をケアマネに期待するとすれば、この同居家族がいる場合の生活支援サービスの在り方についての議論は避けて通れない課題であるように思います。

ヤングケアラーの支援は喫緊の課題でもあり厚労省も積極的にかかわっている様子が伺えますが、それ以外のケアラーへのフォーマルサービスでの支援に関しては何の見解も示していないように思います。ヤングケアラーに関しては社会的な課題認識も強く、また、子どもをインフォーマルサービスの担い手としてみることも支援者の倫理観に関わることだと思っておりますが、それ以外の大人のケアラーの支援の在り方がイメージできません。

そのような中で、ケアラーに関する条例を定めている北海道として、この計画の中でヤングケアラー以外のケアラー支援についても、その権利をどのように守ろうとするのか、現場実践ともすり合わせをしていくことをしないと、ヤングケアラー支援だけで終わってしまうような危惧もあり発言をさせていただきました。

橋本分科会長) ありがとうございます。私も一言あるのですけれども、どうしても一言という方は。はい、岡田委員お願いします。

岡田委員) 先ほどは、しゃべらないといったのですが、中村委員の発言に触発されて、2分だけ述べさせていただきます。今回ご説明いただいた、色々な課題の共通背景と解決案の提案ということですがけれども、共通する背景は3点あると、私は考えていまして、まずは生活困窮のような経済的貧困が一つ目、二つ目が孤独という社会的なつながりの貧困、3つ目が安定的な生活基盤となる雇用につながる地場産業が弱っていると、これが背景にあると思っております。その解決案の提案としては、子どもから年配者まで、社会参加し、健康となり、自己有用感を高めるような役割を持つような、それが収入アップにもつながればいいなと思っております。そういったことを、地域をまわすコミュニティーソーシャルワーカーのようなコーディネーターの専従職員の配置っていうものを、どんどん、どんどん増やさないと、地域の維持はできないと思っております。以上です。

橋本分科会長) はい、ありがとうございます。私も皆さんから意見を伺って、私も一言。北海道っていうのはやはり、独立した道ですよね。他の本州のどこへ向かって、隣県、県境の問題がどうしてもあるのだけれども、北海道は北海道の中だけで、色んなことが作っていけるという。これをぜひ活かしたい。とりあえず、市町村が何もかも単独でやれる訳ではないので、例えば、介護保険だったら、認定を広域連合でやっているとか、支援法の区分に関しても、広域でやっているとかがございいます。あるいは、消防のこととか、ゴミ処理のこととか、広域でやっている。その広域でやっているという話は聞くのだけど、北海道としてどんなような状況であるのかなということも一つの基盤として考えてもいいのではないのかなということを申し上げました。

(5) その他

橋本分科会長) 一方的でしたけれども、一応意見交換ということでは、全員が発言したということで、ご容赦ください。本当に進行が大変拙くて申し訳なかったのです。本日、実質的には第1回ということになるのですけれども、これにて進行終了としていまして、事務局へお返ししたいと思います。ありがとうございます。

(閉会)

酒井補佐) 橋本分科会長、誠にありがとうございました。本日は皆様方、色々ご意見をいただきまして、ありがとうございました。また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

今年度の分科会につきましては、本日の開催のみとしておりますけれども、また次年度、計画の改定作業のために、現計画の策定時と同様、4回程度開催をさせていただきたいと考えております。1回目は5月中旬頃を考えております。その際には、改めまして皆様方に日程調整等をさせていただきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。本日は長い時間どうもありがとうございました。足元が悪くなっております。お気を付けてお帰りください。どうもありがとうございました。

以上